（スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令の一部改正）

第三条　スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令（平成二年政令第三百七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策を実施するため運転中の自動車（災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条第一項の確認を受けたものに限る。）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第五号に規定する緊急事態応急対策を実施するため運転中の自動車（原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第三十三条第一項の確認（原子力災害対策特別措置法施行令第八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第三十三条第二項の規定に基づくものを含む。）を受けたものに限る。）又は大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十四号に規定する地震防災応急対策を実施するため運転中の自動車（大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項の確認を受けたものに限る。）

第二条第七号中「じん臓」を「腎臓」に改める。

（原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正）

第四条　原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第二十条の三第一号の項中「原子力緊急事態宣言をいう」の下に「。第三十三条第二項において同じ」を加え、「同条第四項」を「同法第十五条第四項」に改め、同表第三十一条第一項の項の次に次のように加える。

第三十三条第二項	前項	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第二項の規定により読み替えて適用される前項
法第五十条第二項	原子力災害対策特別措置法第二十六条第二項	
災害応急対策	緊急事態応急対策	
災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前	原子力緊急事態宣言の前	

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第五条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改める。

附　則

この政令は、令和五年九月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
環境大臣　西村　明宏

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十一号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和五年五月三十一日」を「令和六年五月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
外務大臣　林　芳正

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十二号

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第五号ナ及び第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成三十一年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「この号及び第三条において」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第三条第五号ネに掲げる業務（同号ツに掲げる業務の実施に必要な企画及び調整に係るもの（前号に規定する連絡調整に係るものを除く。）に限る。）及び次条に規定する業務に係る国際平和協力業務であって、多国籍部隊・監視団司令部において行われるもの

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（政令で定める業務）

第二条　シナイ半島における国際連携平和安全活動に係る法第三条第五号ナの規定により同号ネに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は、国際連携平和安全活動を調整する組織において行う宿泊又は作業のための施設の維持管理の実施に必要な企画及び調整とする。

別表中「第二条」を「第三条」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
外務大臣　林　芳正